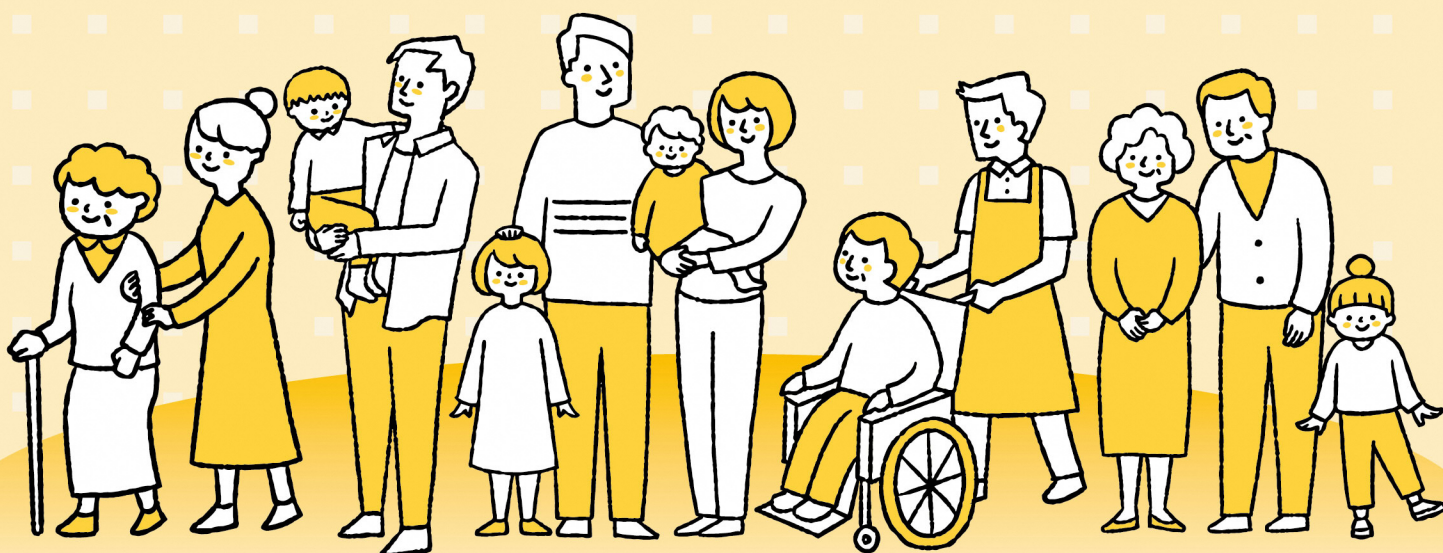


Kishiwada 𠄎 Evacuation

岸和田市避難行動 要支援者支援プラン



𠄎 岸和田市

目 次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 避難行動要支援者支援プランの対象となる避難行動要支援者 ...	2

第2章 避難行動要支援者支援の体制と役割

1 推進体制	3
2 避難行動要支援者支援に関する役割	5
(1) 市の役割	5
(2) 地域の主な避難支援者の役割	6
(3) 関係機関・団体の役割	7
(4) 避難行動要支援者自身の役割	8

第3章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成	10
(1) 避難行動要支援者名簿の目的	10
(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項	10
(3) 避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認	10
(4) 避難行動要支援者名簿情報の提供	11
(5) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理	11
(6) 避難行動要支援者名簿の更新	12

第4章 避難支援プラン個別避難計画について

1 個別避難計画作成の指針	13
2 具体的な支援方法に関する調整	13
3 避難行動要支援者と避難支援者のマッチング	13
4 避難行動要支援者の個人情報についての配慮	14
5 個別避難計画の作成	14

第5章 情報伝達体制の整備

1 避難行動要支援者への情報伝達	16
2 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及	17
3 避難支援訓練の実施	17
4 安否確認情報の収集体制	17

第6章 避難支援等の実施

1 市における避難支援の実施	19
2 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援…	19
3 地域における避難支援の実施	19
4 安否確認の実施	19
5 社会福祉施設等の避難支援体制の実施	20
6 NPO・ボランティア等との連携	20

第7章 避難所等における支援体制

1 避難所等における避難行動要支援者支援体制	21
（1）相談窓口の設置	21
（2）情報提供	21
（3）福祉避難所の設置	22
（4）福祉サービスの継続	22
（5）健康管理	22
（6）こころのケア	22
（7）避難所以外の避難行動要支援者への支援	22
（8）福祉避難所・医療機関等への移送	22
2 避難所等における避難行動要支援者支援の実施	23
（1）開設の周知	23
（2）避難所との連携	23
（3）支援体制の確認	23
（4）優先的支援の実施	23
3 福祉避難所	23
（1）福祉避難所について	23
（2）設置・運営等	24
4 避難所の環境整備	24
（1）施設の整備改善	24
（2）仮設等による対策	24

様式1 避難行動要支援者名簿	25
----------------------	----

様式2 個人情報提供同意届	26
---------------------	----

様式3 避難行動要支援者名簿管理届	27
-------------------------	----

様式4 岸和田市個別避難計画	28
----------------------	----

様式5 個別避難計画作成に関する同意確認書	30
-----------------------------	----

岸和田市避難行動要支援者支援プラン「避難行動要支援者支援連絡会議」	32
-----------------------------------	----

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

近年、地震、集中豪雨や台風による風水害などにより全国各地で大規模災害が発生しているところであるが、災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取り組みが重要であり、中でも、避難行動要支援者（※用語の説明）の避難支援対策は大きな課題となっている。

市は、風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」を作成する。

本プランは、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び市の「岸和田市地域防災計画」を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時に自らの身は自らで守る「自助」、地域（近隣）住民による支援「共助」を基本とし、行政支援等の「公助」を併せ、避難行動要支援者支援の総合的な支援対策を講ずるための指針として作成する。

2 位置づけ

避難行動要支援者支援プランは、「岸和田市地域防災計画」中の避難行動要支援者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

また、避難行動要支援者の避難支援対策の整備を推進するため、「岸和田市地域福祉計画」の基本施策「災害時などに備えた防災・防犯の仕組みづくり」をはじめ、「岸和田市障害者計画」、「岸和田市高齢者福祉計画」等の施策や方針等との整合を図り、作成するものとする。

<避難行動要支援者>

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

3 避難行動要支援者支援プランの対象となる避難行動要支援者

<対象者>

避難行動要支援者支援プランの対象者とは、岸和田市に居住し、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 1級又は2級の身体障害者手帳を所持する視覚障害者（児）、聴覚障害者（児）、肢体不自由者（児）
- (イ) A判定の療育手帳を所持する者（児）
- (ウ) 要介護3・4・5の認定を受けている者
- (エ) 1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する者（児）
- (オ) 岸和田市に居住し、生活の基盤が自宅にある「要配慮者」（※用語の説明）の中で、自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した者

なお、(オ)については、避難行動要支援者支援にかかる仕組みの周知に努め、地域で見守り活動を行っている民生委員・児童委員、地区福祉委員会、町会・自治会などの協力を得ながら、該当者の確保を図るものとする。

<要配慮者>

災害発生時に、自分の身を守るための行動が取りにくい人々のことで、障害者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人等をいう。

第2章 避難行動要支援者支援の体制と役割

1 推進体制

市は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部、保健部、危機管理部、子ども家庭応援部、学校教育部、市民環境部、市民病院事務局、消防本部及び社会福祉協議会で構成する避難行動要支援者支援連絡会議を設置する。

避難行動要支援者支援連絡会議は、関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難支援対策を推進する。

避難行動要支援者支援連絡会議

【位置付け】

市の福祉部、福祉部、保健部、危機管理部、子ども家庭応援部、学校教育部、市民環境部、市民病院事務局、消防本部及び社会福祉協議会による横断的なプロジェクト・チームとして設置する。

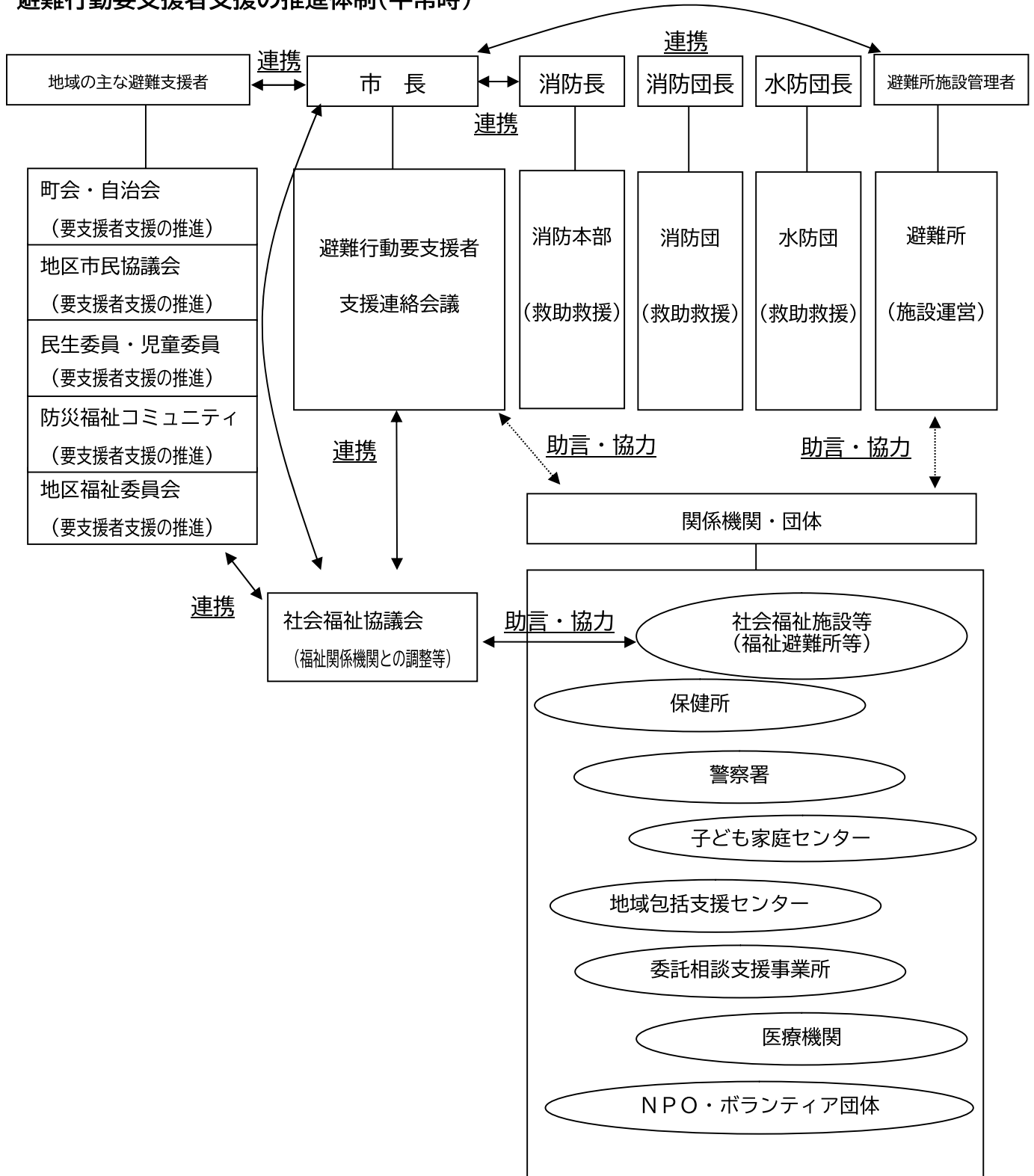
【構成】

福祉部、保健部、危機管理部、子ども家庭応援部、学校教育部、市民環境部、市民病院事務局、消防本部及び社会福祉協議会の職員で構成する。また、避難支援体制の整備推進に当たっては、町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会等の関係者の参加を得ながら進める。

【業務】

避難行動要支援者情報の共有化、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、避難行動要支援者支援に関する啓発、広報等を行う。

避難行動要支援者支援の推進体制(平常時)



2 避難行動要支援者支援に関する役割

(1) 市の役割

避難行動要支援者の避難支援に関する市の役割は、以下のとおりとする。

①防災担当部門

平常時には、自主防災組織である防災福祉コミュニティの組織化をはじめとした内外の組織体制の強化、地域への情報伝達体制の整備を進める。また、福祉担当部門や避難支援等関係者との連携のもとに避難行動要支援者情報を集約・整理した避難行動要支援者名簿を保管し、日頃から地域の避難支援等関係者と情報を共有するとともに、講座や説明会等の開催により、地域における連携強化を支援する。

災害発生時には、災害対策本部等を運営し、避難情報を発表・発令するとともに、各地区の防災福祉コミュニティや町会・自治会の代表者、民生委員・児童委員等の避難支援者へ避難情報を伝達し、安否確認情報の集約と避難行動要支援者支援に係る関係機関等との連絡調整を行う。また、避難所の開設、備蓄品提供等を指示する。

②福祉担当部門

平常時には、防災担当部門と連携し、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行う。日常業務を通じて避難行動要支援者名簿登録者やその支援者となる市民、町会・自治会等の避難支援者との関係づくりや災害時の避難支援に関する取り組みの周知・広報等に努める。

災害発生時には、避難行動要支援者の相談や情報提供、ニーズへの対応に努める。

③保健衛生担当部門

健康管理の拠点として、医師会等や医療機関、保健所等関係機関と必要な対策に努めるとともに、健康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備に努める。

④消防本部・消防団・水防団

消防本部及び消防団・水防団の任務は、地域を災害から守ることであり、地震・津波や風水害等の大規模災害時に消防・水防・救助救援活動にあたる。

また、消防団・水防団は、発災予防や市民に対する啓発など幅広い分野で活動しており、地域の防災のリーダーとしての役割を果たす。

(2) 地域の主な避難支援者の役割

①町会・自治会

日頃から避難行動要支援者名簿登録者と避難支援者（※用語の説明）の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを実施する。また、民生委員・児童委員や地区福祉委員等と連携し、避難行動要支援者名簿登録者の見守り活動を行う。

災害発生時には地域住民のマンパワーを活かした積極的な活動を促進し、防災福祉コミュニティと協力して、避難行動要支援者名簿登録者の避難誘導、安否確認を行う。

②地区市民協議会

日頃から町会・自治会による避難行動要支援者名簿登録者への声かけ、安否確認等を支援するなど、地域の活動に協力する。

災害発生時には、避難行動要支援者名簿登録者の避難誘導、安否確認を行う。

③民生委員・児童委員

日頃からの声かけ、安否確認等を通じて避難行動要支援者名簿登録者の見守りを行うとともに、町会・自治会や防災福祉コミュニティに協力する。

災害発生時には、地区福祉委員会等と連携し、避難行動要支援者の相談に応じる。

④防災福祉コミュニティ

防災福祉コミュニティは、町会・自治会が中心となり、市民どうしの協力により地域の防災活動を効果的に行うための組織である。日頃から避難行動要支援者名簿登録者と避難支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを町会・自治会と連携し実施する。

災害発生時には、避難情報を避難支援者に伝えとともに町会・自治会や地域住民と協力して、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

<避難支援者>

町会・自治会、地区市民協議会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会、消防団、水防団、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡会、地域住民等。

※避難支援者の善意によって成り立つ任意の仕組みであり、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、避難支援者に責任を伴うものではない。

⑤地区福祉委員会

全ての住民が地域の一員として安心して生活ができるよう、「住みよいまちづくり」を目指して活動する住民組織であることを生かし、小地域ネットワーク事業の実施等を通じて、日頃から地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進める。

(3) 関係機関・団体の役割

①社会福祉協議会

日頃から地区福祉委員会や民生委員・児童委員などのさまざまな地域福祉関係、団体の連携を支援する。

災害発生時には、市と連絡調整を図り、避難所や被災者等のニーズを的確に把握しながら、ボランティア活動を行おうとする人を受け入れるとともに、ボランティアが効果的に活動できるようコーディネート体制を整備する。

②社会福祉施設等（福祉避難所等）

社会福祉施設等は、日頃から利用者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、市と連携し、災害時に自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努める。

また、行政からの要請に基づき災害発生時における避難行動要支援者の避難施設として体制を整え、可能な範囲で避難行動要支援者を受け入れるとともに、市や地域組織に協力し、避難行動要支援者等からの相談に対応する。

③保健所

日常の業務から、災害時に支援が必要な難病患者等の把握を行うとともに、関係機関からの災害時の支援に関する相談に対応する。

災害時には、避難所等における避難行動要支援者の健康管理及び心のケアに関する指導・助言を行う。

④警察署

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持を図るため、情報の収集、救出救助活動、避難誘導、緊急交通路の確保等の災害警備活動を迅速に行う。

⑤子ども家庭センター

日常の業務から、災害時に支援が必要な児童の把握を行うとともに、関係機関からの災害時の支援に関する相談に対応する。

災害時には、上記児童の心のケア及び保健衛生に関する指導・助言を行う。

⑥地域包括支援センター・委託相談支援事業所

平常時から避難行動要支援者の避難支援に関する制度の周知を図るとともに、災害発生時には避難行動要支援者に対する災害情報、避難情報の提供や避難生活における各種相談への対応、継続的な福祉サービスの提供に向けた関係機関との調整などに努める。

⑦医療機関

入院者や来院者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害発生時には負傷者の受け入れや地域の緊急医療体制への支援協力等に努める。

⑧NPO・ボランティア団体等

社会福祉協議会と連携し、被災した避難行動要支援者へさまざまな支援活動を行う。

(4) 避難行動要支援者自身の役割

災害時に避難行動要支援者の身を守り、円滑な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族等の日頃の備えも必要となる。このため、避難行動要支援者やその家族等は、次にあげるような内容を参考にしながら災害に対する備えに取り組むよう努める。

①隣近所や地域の避難支援者等との関係づくり

町会・自治会、地区市民協議会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会のリーダー等がだれであるか把握しておく。また、地域のさまざまな組織や団体と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくる。市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて防災福祉コミュニティや近所の人とのコミュニケーションを密にしておく。

②必要な支援内容の伝達

災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、個別避難計画の作成の際にはなるべく詳しく支援の必要な内容を町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会の人などに伝えるようにする。

③避難経路の確認

自宅から避難所等までの経路を家族や避難支援者等とともに実際に歩いてみて、事前に確認する。

④非常持ち出し品等の準備

災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておく。特に薬や医療器具など特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておく。

⑤災害に備えた備蓄

水は1人1日3リットルを目安として、1週間分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替える。

缶詰や保存食、菓子など、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を1週間分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替える。

第3章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法に基づき、高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することに困難な者が、地域の中で災害時等における支援を迅速に受けられるようにするため、必要な情報を事前に把握し、市と地域で平常時から共有することにより、地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備を図ることを目的とする。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿（様式1「避難行動要支援者名簿」）には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号・携帯番号
- カ 避難支援を必要とする事由
- キ 緊急時連絡先
- ク 所属町会・自治会等

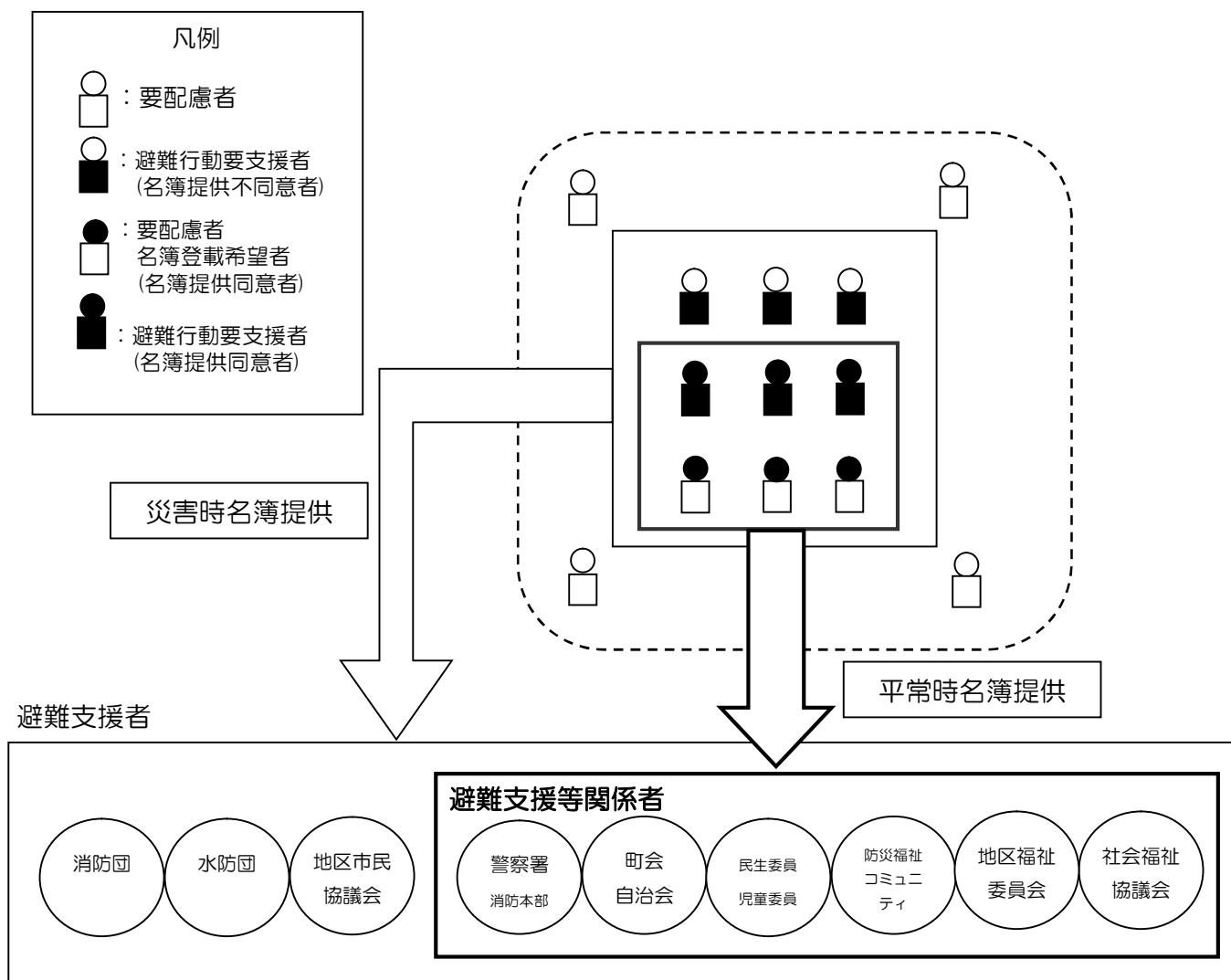
(3) 避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認

- ア 市は、避難行動要支援者名簿登録者に対して、名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することについての同意書（様式2「個人情報提供同意届」）を送付するなどして理解を得るとともに同意確認を行う。
- イ 同意確認に際しては、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」をよく説明し、「必ず避難支援者が来るとは限らないこと」を承知していただき、名簿に掲載され、避難支援者がその情報を共有していることが、避難支援者が必ず助けてくれることを保証するものではないということについて、あらかじめ理解されるよう説明する。

(4) 避難行動要支援者名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者の名簿情報を、平常時から、警察署、消防本部、町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会及び社会福祉協議会に提供する。

■避難行動要支援者の情報提供



(5) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

避難行動要支援者名簿に記載された情報の適正な管理を行うため、「岸和田市情報セキュリティポリシー」に基づき、当該個人情報の適切な管理を徹底する。

避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた者は、当該個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿管理届（様式3「避難行動要支援者名簿管理届」）を市（障害者支援課、介護保険課）に提出することが必要である。

(6) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行い、常に名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

第4章 避難支援プラン個別避難計画について

1 個別避難計画作成の指針

個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人の同意により避難支援者、避難所、避難方法等について確認する。また、町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者間の調整役やコーディネーターとしての協力を得て、関係者・機関と連携し、個別避難計画策定にあたっての条件整備を進めることが必要である。

さらに、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打ち合わせるよう、避難支援等関係者に協力を求める。

2 具体的な支援方法に関する調整

市と町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会を中心とした避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録するように努めるものとする。

- ・ 災害発生時に避難支援を行う者
- ・ 避難支援を行うにあたっての留意点
- ・ 避難支援の方法や避難場所、避難経路
- ・ 本人又は家族が不在で連絡が取れないときの対応 等

3 避難行動要支援者と避難支援者のマッチング

具体的にどの避難行動要支援者をどの避難支援等関係者が対応するかについては、地域の実情を踏まえつつ、市又は市から避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなるものがその調整を行うことが適切である。

その際、避難支援等の実効性を高める観点から、できる限り複数の避難支援者が相互に補完し合いながら避難支援にあたること、また、一人の避難支援者に役割が集中しないよう適切な役割分担を行うことが大切である。

4 避難行動要支援者の個人情報についての配慮

市は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を入手し、避難行動要支援者の利益が損なわれることがないように、避難支援等関係者に十分に説明を行い、個人情報保護に関する理解を得るように努める。

5 個別避難計画の作成

(1) 作成の目的

避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(2) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画（様式4「岸和田市個別避難計画」）には、次に掲げる事項を記載する。

- ア 第3章1（2）アからキに掲げる事項
- イ 避難場所
- ウ 避難支援等実施者に関する情報
- エ 避難時に配慮しなくてはならない事項等

(3) 個別避難計画の作成及び情報提供に関する同意確認

- ア 市は、個別避難計画の対象者及び避難支援等実施者に対して、円滑かつ迅速な避難支援実施のため、個別避難計画の作成及び更新時に、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に計画を提供することについての同意書（様式5「個別避難計画作成に関する同意確認書」）による同意確認を行う。
- イ 同意確認に際しては、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援等実施者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」をよく説明し、「必ず避難支援者等実施者が来るとは限らないこと」を承知していただき、個別避難計画の作成・更新について、避難支援等関係者がその情報を共有していることが、避難支援等関係者が必ず助けてくれることを保証するものではないということについて、あらかじめ理解されるよう説明する。

(4) 個別避難計画情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画情報提供の同意が得られた者の情報を、平常時から、避難支援等関係者、福祉事業者、福祉専門職、医師会、地域住民等のうち、日常から避難行動要支援者と関わる者で、個別避難計画の作成に参画する

者に提供する。

(5) 個別避難計画情報の適正管理

個別避難計画に記載された情報の適正な管理を行うため、「岸和田市情報セキュリティポリシー」に基づき、当該個人情報の適切な管理を徹底する。

個別避難計画情報の提供を受けた者は、当該個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(6) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の状況把握に努めるとともに、ハザードマップの見直しや更新、介護や障害に関するサービスの見直しの機会等に合わせて個別避難計画も見直すよう努める。

第5章 情報伝達体制の整備

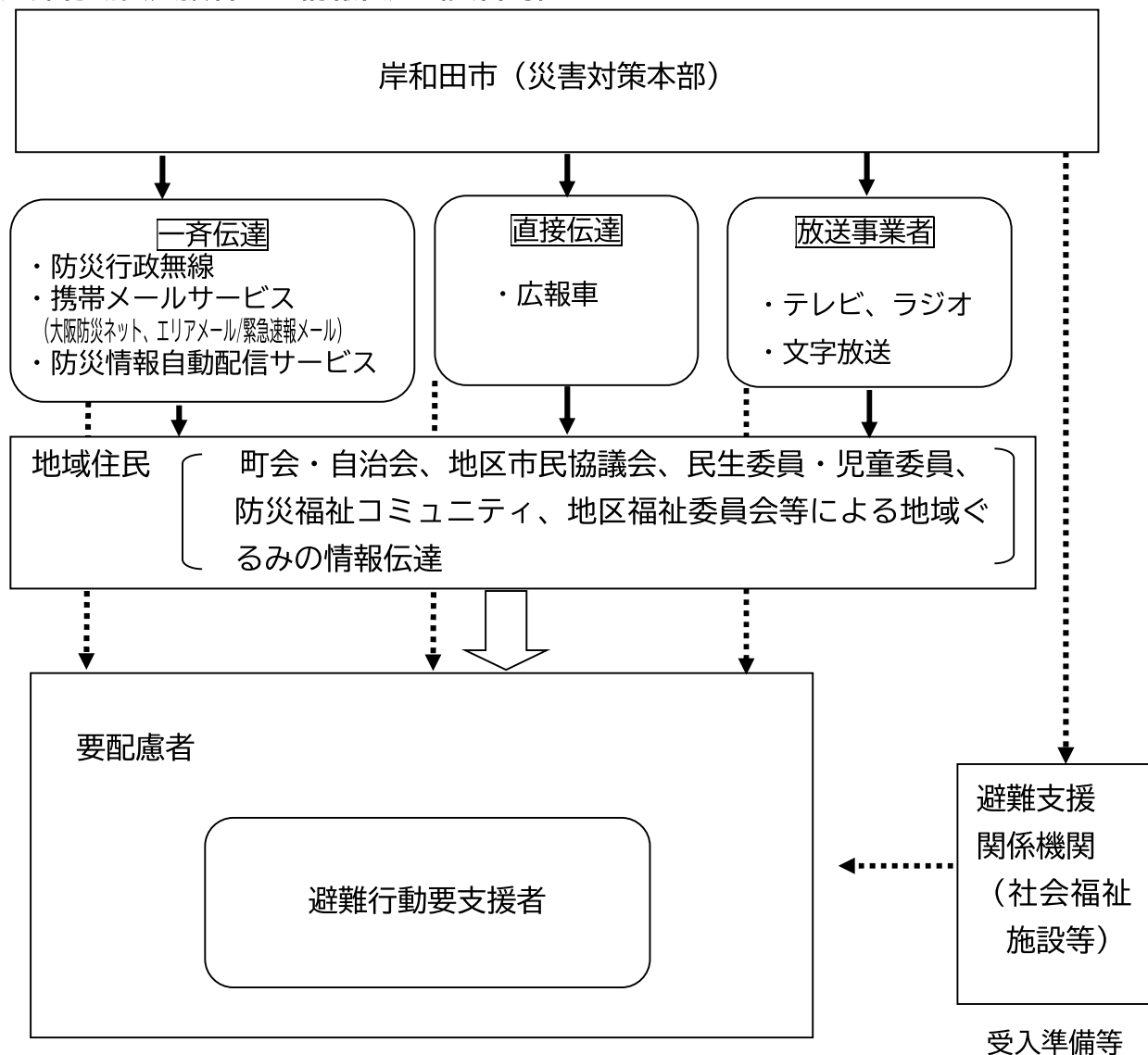
1 避難行動要支援者への情報伝達

市は、防災行政無線のほか、エリアメール/緊急速報メール、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難情報等の防災情報を提供する。また、発令された避難情報等が避難行動要支援者を含めた住民に届くよう、情報伝達体制の整備を推進する。

<情報伝達手段>

- ア 防災行政無線による放送
- イ 携帯メールサービス（大阪防災ネット、エリアメール/緊急速報メール）による配信
- ウ 広報車両による広報
- エ ケーブルテレビ、コミュニティFMによる広報
- オ 市ホームページ、ツイッター・フェイスブックによる広報
- カ 防災情報自動配信サービス

避難行動要支援者への情報伝達（災害時）



2 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

市は、町会・自治会、地区市民協議会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、社会福祉協議会、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者等に対し、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

3 避難支援訓練の実施

避難行動要支援者の避難支援に関係する機関は、協力・連携し、各種訓練等において避難行動要支援者名簿のうち、関係機関に情報提供の同意が得られた者に対し避難支援訓練を実施する。避難支援訓練は、対象者の参加を促進する仕組みを工夫するなど、実効性のある取組みを毎年実施するよう努める。

4 安否確認情報の収集体制

市、避難支援者、避難支援関係機関は、避難行動要支援者名簿を活用し、協力して迅速かつ的確に避難行動要支援者の安否確認を行う。

<安否情報の収集体制の整備>

ア 市

市災害対策本部福祉救護部は、避難行動要支援者の安否の確認・照会に一元的に対応するため、安否確認情報窓口を開設して避難支援者や避難支援組織による安否情報及び避難情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿を活用し、安否未確認者名簿を作成する。

この場合において、安否未確認者があるときは、警察署、消防本部に安否確認を要請する。さらに、安否未確認者の中に、身体・生命に影響するような被害が予想される者があるときは、市災害対策本部事務局は、警察署、消防本部等と協議し、救出活動の体制を整備するものとする。

イ 避難支援者

避難支援者は、常に担当する避難行動要支援者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な安否確認が実施できる体制を整備する。

避難支援組織は、関係する避難行動要支援者の安否について相互に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内で把握に努める。

町会・自治会、地区市民協議会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会及び社会福祉協議会は、日頃の地域活動を通じて避難行動要支援者の所在や避難先となりうる場所等を把握し、地域における情報の集約を図り、市の安否確認情報窓口情報を円滑に提供できる体制を整備する。

地域包括支援センターと介護保険事業者は、在宅の介護サービス利用者の安否について確認し、その情報を集約して市の安否確認情報窓口提供体制を整備する。

基幹相談支援センターと相談支援事業者は、相談支援員が直接関与する在宅の障害福祉サービス利用者の安否について確認し、その情報を集約して市の安否確認情報窓口提供体制を整備する。

第6章 避難支援等の実施

1 市における避難支援の実施

市は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等市の体制を整備する。

また、災害時に、市災害対策本部の福祉救護部を中心に、災害情報等に基づき、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制（避難行動要支援者支援班）を整えとともに、避難情報が発令される等避難が必要な段階においては、避難行動要支援者名簿登録者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、福祉救護部内に、避難行動要支援者支援班を設置し、避難支援要請等に対応する。

2 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者名簿登録者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用すべく、名簿情報を避難支援者に提供する。

3 地域における避難支援の実施

避難支援者は、災害発生時に、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援を実施する。避難支援ができない場合は、町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティあるいは市災害対策本部へ連絡し、代替で対応する。

市、町会・自治会、地区市民協議会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ及び社会福祉協議会は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者名簿登録者の居宅が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ又は市災害対策本部へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

4 安否確認の実施

安否確認は、より正確な情報を収集するため、避難行動要支援者との対面や電話連絡などの直接的な方法によるものとし、避難支援者及び避難支援組織の連絡網等を最大限活用するなどして迅速に行うものとする。

また、避難支援者及び避難支援組織は、避難行動要支援者が消息不明の場合、市災害

対策本部の身元不明者対応班に連絡する。

5 社会福祉施設等の避難支援体制の実施

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に、避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難情報の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

6 NPO・ボランティア等との連携

市、社会福祉協議会及び町会・自治会、地区市民協議会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティは、避難支援におけるNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、特に被災現場での支援活動経験のあるNPO・ボランティア等と連携できるよう努める。

第7章 避難所等における支援体制

1 避難所等における避難行動要支援者支援体制

避難行動要支援者の特徴やニーズは一律的なものではないことから、避難所における支援対策においても環境整備が必要となる。また、避難行動要支援者の要望を把握するため避難所で相談を受け付けることが求められる。さらに、避難所での情報提供の際、視覚・聴覚障害者、外国人などについては、情報伝達方法に特段の配慮が大切である。

なお、避難生活が長期化する場合は、心身の健康管理や健康相談を行いながら必要に応じ福祉避難室^{*}の設置や福祉避難所^{*}への移送が必要となる。

避難所における避難行動要支援者の支援については、市災害対策本部の福祉救護部が中心となり、避難所の設置・運営を行う避難支援・学校部や食料物資部、地域と協力して行う。

(1) 相談窓口の設置

避難行動要支援者の支援ニーズは一人ひとり異なり、また、心身の状態等によっても異なることが考えられる。このことから、市は、正確なニーズを迅速に把握するために専門の相談窓口を設け、民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会、地域包括支援センターなど福祉関係者、避難支援者の協力を得て避難所での相談体制を整える。

(2) 情報提供

避難所では情報が不足することにより避難行動要支援者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから報道機関や市等からの情報を的確に提供する必要がある。

このため、市は情報提供に当たって、それぞれ避難行動要支援者の心身の状態に配慮し、紙媒体や音声・文字など様々な方法を用いて実施する。

また、掲示物や紙媒体での情報提供では、文字を大きくしたりイラストを用いるなどして、高齢者から子ども、外国人まで誰でもわかりやすい表示に努めることも必要である。

<福祉避難室>

災害時に、高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される一般の避難所の一部で、具体的な場所の指定、開設及び指定の解除は、各地域で行われている避難所開設訓練を踏まえるなど、避難所運営委員会の意見を参考にして、施設管理者と協議の上、定めていく。

<福祉避難所>

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、避難行動要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことであり、災害時において、高齢者や障害者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所で、社会福祉施設などの協力を得て「福祉避難所」とする。

（３）福祉避難室の設置

避難行動要支援者が避難所での集団生活が困難である場合、市は、応急的措置として、指定避難所のチビッコホーム等を活用し、避難行動要支援者のための区画されたスペースを用意し、福祉避難室として対応することが必要となる。

（４）福祉サービスの継続

避難行動要支援者は、避難所生活でも、生活を維持するために福祉サービスが必要となる。このことから、市は関係機関やサービス事業所と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努める。

（５）健康管理

避難所生活は、慣れない環境での生活であることから、体調を崩しがちである。そのため、避難行動要支援者の健康管理のほか、栄養対策、感染症対策、食中毒対策など予防対策が大切である。そのため、市は、関係機関と連携しながら効果的で継続的な保健活動を行う。

（６）こころのケア

被災した体験や慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労はもとよりストレスの蓄積により体調の変化や外傷後のストレス障害（ＰＴＳＤ）への進行が懸念されることから、市は、専門家の協力を得ながら避難行動要支援者のこころのケア相談に努める。

（７）避難所以外の避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられる。市はこうした避難生活を送る避難行動要支援者の所在や現状を把握し、必要な情報提供を行いながらニーズの把握を行う。

（８）福祉避難所・医療機関等への移送

市は、障害の重度化や合併症の予防等の観点から、健康状態の確認や相談に応じながら、その結果によっては福祉避難所への移送を検討する。また、状況によっては、福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院などの対応を行う。

2 避難所等における避難行動要支援者支援の実施

(1) 開設の周知

市は、防災情報に基づき、早期に避難所等の開設を行う。

開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所との連携

市は、市災害対策本部の福祉救護部が中心となり、町会・自治会、地区市民協議会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会及び社会福祉協議会や福祉関係者、避難支援者の協力により各避難所と連携し、避難所において必要となる避難行動要支援者支援に関する相談や避難行動要支援者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

(3) 支援体制の確認

市及び避難所の施設管理者は、平常時から、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における避難行動要支援者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における避難行動要支援者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

市は、平常時から、町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会及び社会福祉協議会等、避難支援等関係者と協働して、施設の状況、避難行動要支援者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

(4) 優先的支援の実施

市は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、避難行動要支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき避難行動要支援者について優先的に対応するものとする。

3 福祉避難所

(1) 福祉避難所について

市は、通常の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

(2) 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

4 避難所の環境整備

避難行動要支援者は、日常的に介護、支援等が必要な場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護等が必要となるケースが少なからず発生することが予想される。とりわけ避難所生活が長期化する場合には、避難行動要支援者に対して日常的な介護・支援等が必要となる。

市は、地域防災計画で指定する避難所について、避難行動要支援者の利用にも配慮して次のような環境整備に努める。

(1) 施設の整備改善

- ① 段差解消、手摺りの設置等のバリアフリー化
- ② 既設トイレの洋式化、身体障害者用トイレへの改良・新設
- ③ 給湯設備の設置
- ④ 移送手段の整備（車椅子、担架/ストレッチャー）
- ⑤ 非常用電源の確保

(2) 仮設等による対策

- ① 知的障害者や精神障害者のためのスペースの確保
- ② 授乳やオムツ換え、泣き声対策のためのスペースの確保
- ③ 成人向けのおむつ交換スペースの確保
- ④ 補助犬を必要とする場合の専用スペースの確保
- ⑤ 間仕切り等によるプライバシーの保護
- ⑥ トイレに近い場所への避難行動要支援者スペースの確保
- ⑦ 車いすが通行可能な通路の確保
- ⑧ 畳、カーペット、扇風機、ストーブ等の配置
- ⑨ 車いす、簡易ベッド、障害者対応型仮設トイレ等の配置
- ⑩ 文字放送対応テレビの配置

避難行動要支援者名簿

No.	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所	電話番号	避難支援を必要とする事由	緊急時連絡先	本人との 関係	町会 自治会	備考
		年 月 日							(加入・未加入)	
		年 月 日							(加入・未加入)	
		年 月 日							(加入・未加入)	
		年 月 日							(加入・未加入)	
		年 月 日							(加入・未加入)	
		年 月 日							(加入・未加入)	

個人情報提供同意届

ふりがな			生年月日	年 月 日
氏 名	(男・女)			
住 所			町会・自治会	(加入 ・ 未加入) ※未加入の場合もご記入下さい
申請者連絡先	自宅電話		FAX	
	携帯電話		メールアドレス	
緊急連絡先 (同意を得てご 記入ください)	ふりがな	本人との 関係	住所	連絡先 (電話)
	氏名			
避難支援等を 必要とする 事由 ※該当する項目に チェックして 下さい。	☐ 1. 1級又は2級の身体障害者手帳を所持する視覚障害者 (児)、聴覚障害者 (児)、肢体不自由者 (児) ☐ 2. A判定の療育手帳を所持する者 (児) ☐ 3. 要介護3・4・5の認定を受けている者 ☐ 4. 1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する者 (児) ☐ 5. 岸和田市に居住し、生活の基盤が自宅にある「要配慮者」の中で、自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した者 支援が必要である事由 → () ※要配慮者とは、災害発生時に自分の身を守るための行動が取りにくい人々のことで、障害者 (児)、要介護者、高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人等をいう。			

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、避難支援等関係者から災害時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高くなりますが、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

また、同意を得られた個人情報は、避難支援等関係者による日常からの見守りや声かけ活動、避難訓練等を行う際に活用します。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容及び障害名や病名等を、警察署、消防本部、町会・自治会、民生委員・児童委員、防災福祉コミュニティ、地区福祉委員会及び社会福祉協議会に提供することに、

- ☐ 同意します
☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません

年 月 日 (本人署名)
氏 名

※本人が自筆できない場合や同意についての

判断が困難な場合は代理の方の署名をお願いします。

(代理署名)
氏 名

本人との続柄

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

避難行動要支援者名簿管理届

年 月 日

岸和田市長 様

提供された避難行動要支援者名簿及び名簿に記載された個人情報
については、災害対策基本法第49条の13に基づき適切に管理す
るとともに、岸和田市避難行動要支援者支援プランに定められた目
的以外には使用しません。

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ 印

【災害対策基本法第49条の13（抄）】

名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員
その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当
な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

岸和田市個別避難計画									
フリガナ				生年月日	年 月 日		年齢	歳	
氏名				住所又は 居所					
性別	(男 ・ 女)	血液型							
自宅電話				携帯電話					
FAX				メールアドレス					
同居家族 の状況	(家族構成、昼間、夜間の在宅状況等)								
支援が 必要な 理由	介護認定			障害者手帳			その他		
	要支援	要介護	身体	療育	精神				
緊急連絡先									
氏名			続柄	住所			連絡先		
かかりつけ医療機関									
名称				住所			連絡先		
特記事項									
薬の種類	常備薬保管場所	主な疾患等			介護・医療機器				
食事関係（アレルギー・嚥下障害等）				普段いる部屋等	自宅の想定されるハザード				
					洪水・土砂災害 （浸水想定 m）				
					高潮 （浸水想定 m）				
					津波 （浸水想定 m）				
避難支援 等実施者	フリガナ				フリガナ				
	氏名				氏名				
	住所				住所				
	連絡先				連絡先				
計画作成者 (氏名又は事業所名)					連絡先				

裏面あり

避難場所までの略図（避難経路）	
避難場所	（移動手段： ）
その他 避難時の 留意事項	（歩行・車イス・視覚・聴覚の状況・服薬等） ※お薬手帳があればコピーを添付してください
避難行動開始の トリガー （きっかけ）	
未解決な課題	

個別避難計画作成に関する同意確認書

岸和田市長 あて

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に登録している方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難場所などを記載した計画です。この計画の作成にあたっては、避難支援等実施者の候補者や福祉専門職などの関係者に、必要な限度であなたの個人情報を提供します。

作成した個別避難計画の情報は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に提供することがあります。(ただし、①の場合は避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意がなければ提供されません。)

以上のことを承知し、

1. 個別避難計画作成・更新することに

☐ 同意します

☐ 同意しません

(いずれかに☑をお願いします)

2. 平常時より個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供することに

☐ 同意します

☐ 同意しません

(いずれかに☑をお願いします)

年 月 日

【本人署名】

住所

氏名

連絡先

※本人が自筆できない場合や同意についての判断が困難な場合は代理の方の署名をお願いします。
なお、代理者の情報は避難支援等関係者に提供されません。

【代理署名】

代理者氏名

本人との関係

代理者連絡先

留意事項

【同意した場合の効果について】

個別避難計画の作成や情報の提供に同意することにより、災害時に避難支援等を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち避難支援等を実施する者）自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。

また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

【同意と回答された後の流れについて】

同意された方の個別避難計画情報は、地域の民生委員や自主防災組織会長などの避難支援等関係者に提供されます。避難支援等関係者は、個別避難計画情報に基づいて平常時の見守り活動や避難訓練等への参加呼びかけなどを行います。

【個人情報の管理について】

情報の提供先には守秘義務が課せられています。また、個人情報は市及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。

【提出後、同意・不同意のご意志が変わった場合】

同意・不同意のご意志が変わった場合は、下記までご連絡ください。改めてこちらから文書を送付いたします。

岸和田市役所 介護保険課	TEL	423-9474	FAX	423-6927
障害者支援課	TEL	423-9549	FAX	431-0580
危機管理課	TEL	423-9437	FAX	423-6933

岸和田市避難行動要支援者支援プラン「避難行動要支援者支援連絡会議」

所 属	
福祉部	福祉政策課
	障害者支援課
	生活福祉課
保健部	健康推進課
	介護保険課
危機管理部	危機管理課
子ども家庭応援部	子育て支援課
	子ども家庭課
	子育て施設課
学校教育部	人権教育課
市民環境部	自治振興課
市民病院事務局	経営管理課
消防本部	警備課
社会福祉協議会	地域福祉課

岸和田市避難行動要支援者支援プラン

令和5年8月

【改訂】

岸和田市 保健部・福祉部・危機管理部

避難行動要支援者支援プラン「避難行動要支援者支援連絡会議」

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

電話 (072) 423-2121 (代)

岸和田市避難行動要支援者支援プラン